

神に仕える尚綱（特集 尚綱とキリスト教）

著者	上村 静
雑誌名	尚綱学院大学紀要
号	79
ページ	17-20
発行年	2020-07-31
URL	http://doi.org/10.24511/00000477

わたしたちはどれだけ豊かな畑であるだろうか。萌え出ずる種が途中で枯れてしまわないように、何十倍もの実がなるように、祈りを込めて教育できるだろうか。

建物は朽ちる、人は入れ替わる、でもブゼル先生が掲げた理念は変わることがない。衣錦尚絅——この聖なる四文字は究極的に、神の身分でありながら遜って人体をまとわれた主イエス・キリストご自身の生き方を表している。

たとえ在学中に尚絅の深みが理解できなくてもいい。いつの日か母校を懐かしく思い出したとき、この校名の深みがぐっと胸に迫って響くこともあるかもしれない。だってこの子たちは台風で尚志祭が流れても、コロナで卒業式が端折られても、その中に生きる喜びをきちんと見出すことができたではないか。

巣立ちゆく教え子の後ろ姿を眺めていたら、人知れずそんな確信が湧いたのであった。ブゼル先生の畑で育った「梅の花」は、きっと今ごろ新しい土地で気高く香っているに違いない。

神に仕える尚絅

教授 上 村 静

「だれも、二人の主人に仕えることはできない。一方を憎んで他方を愛するか、一方に親しんで他方を軽んじるか、どちらかである。あなたがたは、神と富（マモン）とに仕えることはできない。」
(マタイ 6:24 [新共同訳])

1. 「政教分離」という欺瞞

西洋近代は宗教改革によって幕を開けた。それは宗教戦争の時代をもたらし、やがて教会による支配から国家による統治へと進展し、国民国家という新しい統治形態を生み出した。近代西洋国民国家は「政教分離」を掲げる。しかし、国家と宗教の間には緊張関係がある。「政教分離」は、宗教を「私的な領域」、心の問題に限定することを要求する。今日「宗教」と呼ばれている事柄は、近代以前においては概念化されていなかった。「宗教的なもの」は政治・経済はもとより、人々の日常生活のあらゆる側面を規定する世界観・価値観であり、それを「宗教」(religion)という言葉で対象化することはなかった。近代国民国家の成立過程において、「公的な領域」から教会が締め出されていったとき、「私的な領域」としての信教の自由が考案されるにいった。国民国家の典型とされるフランスにおいて政教分離は「ライシテ」と呼ばれるが、今日においてなお「宗教」を「公的な領域」に持ち込むことは禁じられている（ムスリムの女子学生がスカーフを巻いて登校することなどが禁じられている）。

国民国家が宗教を公的領域から排除するのは、神信仰が国家への忠誠を揺るがすからである。資本主義と手を組んだ国民国家（マモン）は、神が自らを規制することを毛嫌いするのである。そこで神を「私的な領域」、心の問題へと閉じ込めるために「宗教」という概念を創り出し、「公的な領域」から排除した。ここに「政教分離」なる擬制が誕生した。

国民国家は国民に自らに対する忠誠を要求するのだが、ここにはプロテスタントの人間理解

が潜んでいる。カトリック教会は、信者に「行い」（善行）を求めた。それが贖宥状（いわゆる「免罪符」）の発行に繋がったのだが、これに反発することではじまったプロテスタントの運動は「心」を重視する。どれほど「行い」が良かろうと、「心」がともなわなければ救われない。信仰を「心」の問題にしたのはプロテスタントであった。国民国家の生み出した「宗教」概念のモデルがプロテスタントであることはよく知られているが、国家と国民の関係のモデルもまたプロテスタントであった。それゆえ国家は国民に忠誠心、すなわち「信仰」ないし「愛」を求めるのである。国民が信者であり、その信仰対象が国家であるなら、国家は「神」なのだ。もちろん、だれでも国家が「神」でないことを知っている。つまり国家は「神」を僭称する「偽の神」なのである。国家が偽物の分際で「神」として振る舞うために本物の神を「宗教」という個人の心の問題へと封じ込めるための装置が「政教分離」なのである。本物の神を信じるはずの宗教は、国家から宗教法人として認められなければ活動できない。しかし、本物の神は個人の心の問題だけに関わるわけではない。信者個人の生のすべて、宗教団体の活動すべては神の意思に従うのであって、「偽の神」に従うわけにはいかない。宗教はつねに国家にとっての脅威であり続ける。ここに国家と宗教の緊張関係が生じる。

2. 大日本帝国と尚綱

1892年にミードによって尚綱女学会（普通科・聖書科コースをもつ私塾）として開校された本学は、1899年8月3日に発令された「私立学校令」によって同年11月24日に各種学校「私立尚綱女学校」として認可された。しかし、学校令と同日に「文部省訓令第12号」が発令されている。これは、正規の学校——上級学校への進学資格、徴兵猶予の特権あり——は宗教教育および宗教儀式を行ってはならない、というものである。宗教教育を行うなら、これら特権のない「各種学校」とどまるか、廃校を選べ、と。

この3年前に発布された大日本帝国憲法は、第28条において「信教の自由」を認めていた。ただし、それは条件付きであった。「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」。「臣民」とは天皇に支配される者、仕える者のことであるが、その天皇については第3条において「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とされている。すなわち、天皇を「（現人）神」として受け入れ、その天皇制国家という安寧秩序を乱さない限りにおいて、信教の自由は保障されるという。翌年、「教育勅語」が発布された。

キリスト教主義の学校が正規の「学校」として認可されるということは、「公的領域」に包摂されることであり、そうであるならば「私的な領域」に留まるべき宗教をそこに持ち込んではいならないというのである。他方、キリスト教主義を掲げる学校が、キリスト教を教えないことはありえない。だが、特権のない各種学校に生徒は集まるだろうか。国家による弾圧に直面したプゼルの苦悩と葛藤は計り知れない。プゼルは弾圧に屈せず、各種学校の道を選んだ（『尚綱女学院100年史』2002年）。

3. 国家による不当な介入

敗戦直後の日本人は、戦前・戦中の教育のあり方を深く反省した。憲法には「学問の自由」が明記され（第23条）、ほぼ同時に施行された「教育基本法」第10条には、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と定められた。この「不当な支配」とは「政治的又は官僚的支配」（文部省調査局「教育基本法要綱案」

1946年12月29日)、すなわち国家権力を指している。「直接に責任を負つて」とは、国家権力(多数決の原理)の介入を許して間接的ではなく、教育に携わる者(具体的には地方の教育委員会)が直接にという意味である(教育権独立の原理)。ここには、かつて国家権力が教育に介入したことに対する痛切な反省が含意されている。

しかし、2000年代に入り、「不当な支配」は強引に教育に介入してきた。第1次安倍内閣によってこの「教育基本法」の理念は抹消された。新「教育基本法」(2006年)は、「不当な支配に服することなく」という文言を残したが、その含意は国家権力以外(具体的には日教組)を念頭に置いている。というのは、「直接に責任を負つて」の部分は削除され、代わりに「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」と変えられている(第16条)。国会での審議を要するとはいえ、実質的に政権与党の思惑に教育が振り回されることになった。さらに、この新法には悪名高い「愛国心」教育が明記された。ここで「我が国と郷土を愛する」とされたことは、「愛」という個人にとってもっともプライベートな心情に国家が強制的に介入すること、国家がふたたびその「偽の神」としての本性を露わにしたことを意味する——強制しなければ愛してもらえない最低・最悪の国家であることも。そしてそれは公文書の隠蔽・改竄・廃棄や新型コロナウイルス対策の失敗を含む甚かつ厚顔無恥な失政によって、日々うんざりするレベルで倦むことなく証明されつづけている。

4. 財界による不当な介入

財界もまた教育への不当な介入を繰り返してきた。その最悪の成果として、2015年に「学校教育法」93条が改定され、教授会から議決権が剥奪された(かに思い込まれている)。これを主導したのは経済同友会であった(「私立大学におけるガバナンス改革—高等教育の質の向上を目指して—」[2012年])。財界人にとって、教授会は大学の意思決定を阻害する存在であるから、それを諮問機関に格下げすべきと強く主張された(教育再生実行会議第3次答申[2013年]、産業競争力会議[2013年]、中教審[2013-14年])。文科省と大学教員側は法制化に抵抗したが、押し切られる形となった。文科省が抵抗したのは、教授会が「大学の自治」を担保するものであり、それを意思決定機関から外してしまうと「学問の自由」が侵害され違憲になるからであろう。およそ平成の30年間、企業経営に失敗しつづけ、リストラと非正規雇用者と低賃金の労働時間と内部留保を増やすことしかできなかった無能で非道な財界人が教育に口出しするなど片腹痛いが、法文自体は旧法とさして変わらない。教授会は新法のもとでも「教育研究に関する事項」についての審議機関であることに変わりはなく、学長はその意見を参酌するよう省令で定められている(「26 文科高第441号」2014年8月29日、5頁)。

あえて旧法との違いを挙げれば、学長(ないし私大については理事会)の「責任」が明確化されたところにある。この「責任」には、結果責任だけではなく、「自らの説明責任を果たし、透明性の高い大学運営を行っていくこと」(同、9頁)が含まれている。新法は、学長や理事長が大学を私物化することを容認しているわけではない。身勝手な業務命令やお友達人事、ましてや教職員の財布に手を突っ込むような独裁的な権限が付与されたなどと勘違いしてはいけない。学長および理事会は、この法の精神に則り、教授会の意見を十分に参酌しなければならない。法と寄附行為規程を守ること、説明責任を果たし結果責任を負うことは、最終決定権者の最低限の責務である。法を自分勝手に都合よく解釈してモラル・ハザードを正当化することも、教授会に諮ることなく断行された改革の失敗を教職員に責任転嫁して責任逃れすることも

断じて許されない。

5. 神に仕える尚綱

この省令は、教授会と学長の意見が不一致な場合について、責任を負う学長（ないし理事会）に「最終決定権」があるという。このことがもっとも深刻な問題になるのは、国家が建学の理念に反することを求めてくる時である。かつて政官財による教育への「不当な支配」によって、日本は戦争への道を突き進んだ。「日本を取り戻す」を謳う安倍政権は、明治期の富国強兵、殖産興業を「取り戻す」ことを目指している。現在進行形の教育への不当な介入は、やがてこうした政治目標に大学も参加するよう強制してくる可能性が高い（すでに大学における軍事研究がはじまっているし、式典における国旗掲揚・国歌斉唱が国立大学に「お願い」されている）。そのとき最終決定権者は、かつてのブゼルと同じ苦悩と葛藤をブゼルと共に苦しむだろうか、それとも躊躇うことなく国家に、マモンに仕えてしまうのだろうか。キリスト教の精神に基づくことを建学の理念に掲げる尚綱は神に仕える者の集まりであるから、マモンに仕えるなら神に追い払われてしまう。そうならないためには、マモンに仕える者、責任を負うことから逃げ回る最終決定権者を追い払わねばならない。神に仕える尚綱に、マモンの手先の居場所はない。